

宇都宮市ねこの適正飼育に関するガイドライン

1 背景

ねこの糞尿被害、野良ねこに対する無責任なエサやり、無秩序な繁殖、捨てねこなど、ねこに関するトラブルは、法的な規制はなく、根本的な解決策がないのが現状です。

ねこは、その習性から、犬と違って繋いで飼うことは非常に困難です。そのため自由に徘徊するねこがもたらす、糞尿やごみあさりによる悪臭発生など衛生状況の悪化、景観の悪化をはじめ、ねこ同士の接触による感染症の蔓延、ノミによる人体への害、民家、庭などへの侵入による器物の破損、汚損など周辺地域へ与える影響は大きく、地域における近隣トラブルのもととなっています。

そこで、ねこの飼育及び管理に関して、最低限のルール作りが必要と考えました。

2 基本的な考え方

飼い主がねこの習性、行動などを理解し、ねこが安全で快適に生活できる環境を実現するとともに、現在、飼育されているねこ及びその子ども達を野良ねこ化させないことにより、また、地域に住み着いている飼い主のいないねこを世話する人が適正に管理することにより、“野良ねこゼロ（0）”を目指し、ねこが好きな人、ねこが嫌いな人、すべての人が、ねこと快適に共生できるまちづくりを実現します。

3 定義

このガイドラインでは、扱い方、接し方の違いにより、次のように分類します。

(1) 飼いねこ

飼い主及び居場所（寝床等）が明確で、飼い主からエサを与えられ、飼育が管理されているねこ

(2) 野良ねこ

特定の飼い主がいなく、地域に住みつき、不特定の人からエサを与えられ、またはごみなどをあさって生活し、飼育が管理されていないねこ

(3) 地域ねこ

特定の飼い主がいなくそのねこが住みつく地域の複数の住民たちなどの協力によって世話され、または管理されているねこ

4 飼いねこの飼育の心得

(1) 飼育管理について

① 一つの命を扱うことに対し、飼い主として“一生涯にわたり”責任と自覚を持ち飼い続けましょう。**(終生飼養)**

② ねこは屋内で飼育するように努めましょう。

☆ 出入り自由なねこも夜は、家の中に入れましょう。

☆ ねこを飼い始める場合は、屋内のみで飼うようにしましょう。

③ 飼育するねこの数は、居住環境を十分考慮し、必要最低限の数にとどめましょう。

室内飼育のメリット

「ねこは『単独行動を好み、自由を求める動物、であるから、家に閉じ込めてはかわいそう』と考えていませんか？本能（狩猟や繁殖など）が満たされれば、狭いなわぼりでも長い期間ストレスなく生活できるのです。キャットタワーなどで縦（上下）の空間を利用することで運動不足も解消できます。」

- ・ 交通事故にあうことはありません。
- ・ 他のねことの接触などで感染症を患ったり、人にうつるノミやダニを持ち帰ることがありません。
- ・ 迷子になったり、外の生活が気に入って帰ってこなくなることはありません。
- ・ 望まない妊娠を防ぐことができます。
- ・ 近所に迷惑をかけることはありません。（近所の人やもの、公園、道路などを傷つけたり、壊したり、汚したり・・・。）

☆ 一世帯、概ね、3頭までが目安です。

☆ 相性の良いねこを複数（2～3匹）で飼うことで、ねこ同士と一緒に遊んだり運動したりして、ストレスを解消することができます。（※異性ペアの場合は、必ず不妊・去勢手術を受けましょう。）

④ 屋内にねこ用のトイレを設置し、子ねこのうちからそこで排泄するようしつけを行きましょう。

☆ ねこには、トイレに関し、好みの大きさ、深さ、ねこ砂、場所などがあります。飼っているねこにとって、快適な空間を作ってあげましょう。

☆ 排泄物はこまめに除去し、トイレは清潔に保ちましょう。

※出入り自由なねこは、外で排泄することもあるので、家の周辺をみまわり、排泄物の除去を心がけましょう。

☆ 排泄物は、健康のバロメーターですので、日ごろから、観察を欠かさないようにしましょう。

⑤ 薬品や洗剤などは、ねこが間違っって口にしないように適正に管理しましょう。

☆ 洗浄剤、殺虫剤や医薬品などはねこが触れられないように保管しましょう。

☆ 生花や観葉植物もねこが誤って食べて中毒を起こすことがあります。注意しましょう。もし、ねこが植物をかじったり、触れたりしたことで中毒症状を示した場合は、ただちに、獣医師に相談しましょう。

※ねこは、退屈しのぎ・毛玉を吐くために植物を口にすることがあります。

⑥ 被毛の手入れ、抜け毛の処理、ゲージの清掃などは、窓を閉め室内で行うなど、毛やほこりが飛散しないようにし、必ずごみとして処分しましょう。

⑦ ねこの成長に合わせた強度の爪とぎ板などを用意しましょう。

- ☆ 決まった爪とぎ場所があれば、他で爪とぎをすることはありません。
- ☆ 市販の爪とぎ板や手作りの爪とぎ（段ボールを貼り合わせたもの）などを活用しましょう。
- ⑧ 迷子になったとき、災害発生時など、万が一の時のために、連絡先など個体識別の情報などの目印をつけましょう。
- ☆ 迷子札、首輪などを装着し、それらに飼主の氏名、住所、電話番号などを記入しておきましょう。
- ☆ マイクロチップを装着しましょう。

『マイクロチップによる個体識別』（身元確認）

マイクロチップはペット（犬・ねこに限らず、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類）の皮膚の下に専用の注射器に挿入します。一度、装着すれば、専用の機械（リーダー）を使って、半永久的に識別が可能になります。



- ⑨ 十分、人に慣れさせておきましょう。
- ☆ ロや耳などどこを触られても平気なようにしておきましょう。
- ☆ ほかの人とのふれあいや診療の時にも役に立ちます。

（２）健康管理について

- ① 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術など、繁殖制限の措置をとりましょう。
- ☆ 手術時期は、発情前（生後6～8ヶ月）が目安です。

不妊・去勢手術のメリット

◎メスねこの場合◎

- ・ 望まない妊娠を防ぐことができます。
- ・ 子宮蓄膿症、卵巣の疾患、乳腺腫瘍などの予防になります。
- ・ 発情が抑えられるため、異常な鳴き声がなくなり、オスねこが寄ってこなくなります。

◎オスねこの場合◎

- ・ 他のねこけんかをしたり、ケガをすることが少なくなり、感染症を防ぐことができます。
- ・ メスを求めて、遠くへ行くことがなくなります。
- ・ 前立腺の病気や精巣の腫瘍の予防になります。
- ・ 性格が穏やかになり、しつけがしやすくなります。
- ・ マーキング（尿スプレー）が少なくなり、匂いも薄くなります。

- ② 栄養のバランスを考えた食餌を与えましょう。

☆ 人の食卓と同じものを与えるのは、ねこにとって悪い影響を与えることがあります（高カロリー、塩分・糖分・脂肪分の過多など）。

（参考例）～塩分を多く含む食品～

ハム、ソーセージ、ベーコンなどの食肉製品、塩鮭、味噌汁など

③ ねこには与えてはいけない食べ物を認識しておきましょう。

☆与えてはいけないもの（代表例）

玉ねぎなどのねぎ類	玉ねぎ中毒で、貧血になるねこがいます。ハンバーグ、シュウマイなどの加工食品やエキスのしみ出た味噌汁やすき焼きの汁も要注意です。
ぶどう、干しぶどう	腎不全になることがあります。
香辛料	肝臓障害の症状を起こすことがあります。
鶏（鳥）の骨、硬い魚の骨	かみ砕いた鶏の骨や硬い魚の骨は先が鋭く尖り、のどや胃腸に刺さることがあります。

☆与えすぎないほうが良いもの、注意が必要なもの（代表例）

いか、たこなどの魚介類	生のさかな、いかやたこは、消化が悪く、下痢を起こすことがあります。
チョコレート	嘔吐、下痢、発熱、けいれんを起こすことがあります。
にぼし、海苔	マグネシウムの過剰により、尿路結石を形成します。
米飯（味噌汁かけごはん、いわゆる「ねこまんま」など）	ビタミンやミネラルの不足により、成長不良の原因となります。
レバー	ビタミンA、Dの過剰摂取により、食欲不振や関節異常の原因となります。

④ 日ごろから、病気及び負傷の予防等、健康及び安全に十分配慮し、もし、異常を発見した場合は、速やかに獣医師に診察してもらい、治療等の措置を施しましょう。

⑤ 各種ワクチンの接種やノミ、ダニなどの予防、駆除等は、獣医師と相談の上、実施し、適切な健康管理を心がけましょう。

（3）その他

① ねこによって、汚損、破損、傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意をもって解決を図りましょう。

② 飼い主の方は、ねこが苦手な人、嫌いな人やねこアレルギーを持っている人がいることを十分認識しましょう。

③ ねこを自由に外へ出している場合は、ご近所の方への心配りを忘れずに、円満なコミュニケーションに努めましょう。

④ ご近所同士で、ねこの飼育状況の把握に努めましょう。

- ⑤ 引越しを行う場合は、引越し先の状況を十分確認し、最期まで飼いつけるように努力しましょう。
- ⑥ 災害時に備え、ゲージや運搬用のネットなどを準備し、慣れさせておきましょう。

5 地域ねこを世話する場合の心得

野良ねこの問題を地域全体の問題として捕らえ、地域住民の方々が主体となって、ボランティアや行政が協力し、野良ねこを適正に管理する活動、いわゆる「地域ねこ運動」が、多くの自治体で実践され、野良ねこ問題解決の有効な策として、成果を挙げています。複数の人々の協力をえて、地域に配慮しながら世話（管理）することが重要です。

(1) 飼育管理について

- ① 節度をもってエサを与えましょう。
 - ☆ エサを与える場所は、近隣住民の理解を得られる場所を選定し、決められた時間にエサを与え、それ以外には与えないようにしましょう。
 - ☆ エサは、ねこが食べきれぬ量だけを与え、食べ終わるのを待って、容器を片付けるようにしましょう。食餌のあとは、周辺もしっかり清掃しましょう。
 - ☆ 「置きエサ」は、他の動物の誘引、衛生害虫の発生、悪臭発生の原因となるので絶対にやめましょう。
- ② 排泄場所の管理をしっかりしましょう。
 - ☆ エサを与える場所の近くで、管理できる自宅の庭や空き地等に排泄場所を設置し、そこで排泄するように仕向けましょう。
 - ☆ 排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物の処理を速やかに行いましょう。
 - ☆ ねこの排泄物以外についても、周辺美化に努めましょう。
- ③ 庭や近所の立ち木などが傷つけられるのを防ぐために、ジュウタンを裏返ししたものやツメとき板になるものを用意しましょう。

(2) 健康管理について

- ① ねこの個体ごとに特徴、健康状態などをよく把握しておきましょう。
- ② 今以上に増えないように、不妊・去勢手術を実施するように心がけましょう。
 - ☆ 手術の前にねこを捕まえる場合は、自治会回覧などで地域に目的、日時などをはっきり周知しましょう。飼いねこは外に出さないように協力を依頼しましょう。
- ③ 病気の予防やノミ、ダニの駆除等は、獣医師と相談しながら適切に実施しましょう。また、ねこが病気や負傷している場合は、獣医師などと相談し、責任を持って対応しましょう。
 - ☆ 野外で生活しているねこはさまざまな病気にかかっている可能性がありますので、動物病院に持ち込む場合は、あらかじめ獣医師に連絡を取りましょう。

(3) その他

- ① 自治会など地域と協力し、近隣住民の理解を得ましょう。
- ② 「かわいそう」との思いで安易なエサやりのみの世話は、絶対にやめましょう。
- ③ 「地域ねこ」についても、可能な限り「飼いねこ」になるように新しい飼い主を探す努力をしましょう。
- ④ 捨てねこ等で今以上増えないように、地域で協力して管理しましょう。

**ねこへの虐待や遺棄
(捨てねこを含む)は犯罪です!!**

動物の愛護及び管理に関する法律

- 愛護動物を殺したり、傷つけた場合
⇒ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 愛護動物を給餌、給水をやめることにより衰弱させる等、虐待した場合
⇒ 50万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄(捨てねこ)した場合
⇒ 50万円以下の罰金

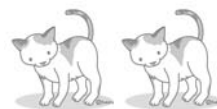
※ねこは、法律で「愛護動物」と定められています。

動物はあなたの家族です。
終生飼養しましょう。

「ずっといっしょにいようね。」



動物は生きています。
大切に世話をしましょう。



「かわいがってくれてありがとう。」